

事務所通信 2026 年 9・10 月号



9 月・10 月の「賃上げ支援」と法改正への備え

最低賃金の改定前に、助成金の申請と社内ルールの整備を進めましょう。

今月のポイント 国と茨城県の賃上げ支援は **9 月 1 日受付開始**。茨城県最低賃金は **10 月 18 日から 1,136 円**。10 月 1 日には **カスハラ対策の義務化・社会保険の適用拡大・インボイス 70%** が始まります。

I 賃上げと助成金 ― 9 月中に動きます

茨城県最低賃金 10 月 18 日から 1,136 円

1,074 円→1,136 円 (62 円引上げ) の予定です。パート・アルバイト・学生を含む全労働者が対象で、月給・日給・固定残業代も時間額に換算して確認します。

算定から除くもの 通勤・家族・精皆勤手当、賞与、時間外・休日・深夜の割増部分。10 月 18 日の勤務分から新単価を適用します。

いばらき賃上げ支援金 設備投資なしでも申請可

県内の中小企業等が対象労働者の賃金を 1,136 円以上へ引き上げた場合に支給されます。

賃上げ支援コース=正規 4 万円・非正規 2 万円/人、**地域賃上げ加算支援コース**=正規 5 千円・非正規 3 千円/人。**支給上限はありません**。

申請 9 月 1 日～令和 9 年 1 月 29 日。予算上限に達すると早期終了します。

業務改善助成金（国） 9 月 1 日受付開始

事業場内最低賃金を 50 円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行う中小企業を支援します。**50・70・90 円の 3 コース、上限 600 万円**。助成率は事業場内最低賃金 1,050 円未満で 4/5、1,050 円以上で 3/4 です。

茨城県の締切は原則 10 月 17 日。設備の発注・支払や賃上げは**交付決定後**に行ってください。着手済みは対象外です。

いばらき業務改善奨励金 国の助成に上乗せ

上乗せコース=国の業務改善助成金の自己負担分の 1/8 を補助。**拡大コース**=国の対象外経費の 7/8 を補助。

社会保険労務士への報酬も 1/2・最大 10 万円まで補助されます。

申請 拡大コースと報酬補助は 9 月 1 日～令和 9 年 1 月 29 日。上乗せコースは受付中です。

II 10 月 1 日からの労務対応

10 月 1 日 カスタマーハラスメント対策が義務化

従業員が 1 人でもいるすべての事業主が対象で、猶予期間はありません（改正労働施策総合推進法）。電話・メール・SNS 上の行為も含みます。

9 月中に整える 5 つの措置 ①方針の明確化と周知 ②相談窓口の設置と体制整備 ③事実確認と被害者への配慮 ④悪質な行為への対処方針の決定 ⑤相談者のプライバシー保護と不利益取扱いの禁止。罰則はありませんが、助言・指導・勧告と企業名公表の対象です。

10 月 1 日 就職活動中の学生等へのセクハラ防止も義務化

求職者に対するセクシュアルハラスメントの防止措置も同時に義務化されます。**採用面接・インターンシップ・OB/OG 訪問**が対象です。面接での不適切な質問や私的な連絡先の交換について、社内ルールを明確にしてください。

10 月 1 日 社会保険「106 万円の壁」が撤廃

短時間労働者の加入要件から「**月額 8.8 万円以上**」の賃金要件が**なくなります**。残る要件は週の所定労働時間 20 時間以上・雇用見込み 2 か月超・学生でないこと、です。

当面は**従業員 51 人以上**の企業規模要件が残り、2027 年 10 月から 36 人以上へ引き下げられます。

最低賃金の引上げで週 20 時間に届く方が増えます。シフトを早めにご確認ください。

算定基礎届と 10 月の給与設定

定時決定による新しい標準報酬月額が **9 月分の保険料から適用**されます。翌月徴収の事業所では 10 月支払の給与から切り替えます。

最低賃金は 10 月 18 日で単価が変わりますので、給与ソフトは「**10 月 17 日まで**」と「**10 月 18 日から**」を分けて設定を確認してください。

III 税務 ― 10 月からの変更と年末調整の準備

10 月 1 日 インボイス経過措置 80% →70%

免税事業者・未登録事業者からの仕入れに係る仕入税額控除が **80%から 70%**に下がります。

令和 8 年度税制改正で終了時期が 2 年延長され、70%（～令和 10 年 9 月）→50%→30%→0%（令和 13 年 10 月～）と縮小します。区分は請求書の日付ではなく**課税仕入れを行った日**で判定します。

2 割特例は終了 個人は「3 割特例」へ

2 割特例は令和 8 年 9 月 30 日までの日の属する課税期間で終了します。**個人は令和 8 年分が最後**、法人は令和 8 年 9 月 30 日を含む事業年度が最後です。

個人事業者には令和 9 年・令和 10 年分について売上税額の 3 割を納める **3 割特例**が新設されました。**法人に適用はありません**。

令和 8 年分の年末調整は「178 万円の壁」

基礎控除が最大 104 万円、給与所得控除の最低保障額が 74 万円となり、合計 **178 万円**まで所得税がかかりません。

扶養親族等の所得要件も **62 万円以下（給与収入 136 万円以下）**に緩和されます。

毎月の源泉徴収は変更なし、**12 月の年末調整で精算**します。

9 月・10 月の実務カレンダー

9/1 国・県の助成金 受付開始 | **9 月分** 算定基礎の新保険料を適用 | **10/1** カスハラ・就活セクハラ義務化／社保の適用拡大／インボイス 70% | **10/17** 業務改善助成金の申請期限（茨城県） | **10/18** 茨城県最低賃金 1,136 円 発効 | **11/2** 労働保険料 第 2 期 納付期限

助成金は発注・支払・賃上げの実施前にご相談ください。要件を満たさなくなる場合があります。茨城県最低賃金は答申段階で、官報公示により正式決定します。
出典：厚労省・国税庁・茨城労働局・茨城県（2026 年 9 月 3 日現在）



林税理士社労士事務所

TEL 029-886-4388 | 2026 年 9・10 月号